

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市診療所開設支援補助金
補助の区分	事業補助（建設的補助）
補助の概要	地域医療を守り、医師不足を解消するため、市内において診療所を新規に開設する医師等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	市内において診療所を新規に開設する医師等、引き続き診療を継続するために既存診療所の院長を後継した医師等で、5年以上診療を継続する医師、歯科医師又は医療法人等
補助対象経費	診療の用に供する建物の新設、取得、改修又は拡張に要する経費 診療の用に供する機器の購入に要する経費（1台20万円以上）
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	予算の範囲内（上限2,000万円）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助対象経費×1/2
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法  診療所の開設、市民への医療の提供
補助制度開始	令和4年11月4日
見直し時期	令和9年9月30日
補助終期	令和10年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 特定の団体に対する補助金であるため、募集は行わない。
事業担当	（担当部署） 健康医療対策課
	（電話番号） 0259-63-3115